

柳井市地域公共交通協議会への移行について

1. 概要

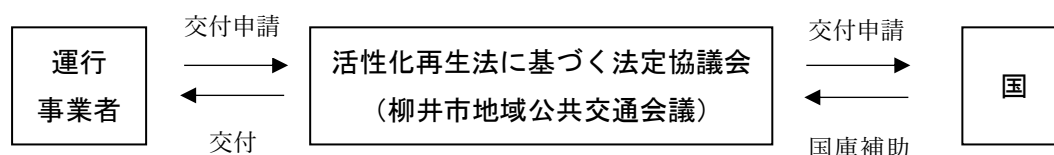
柳井市地域公共交通会議は「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（以下「活性化再生法」という。）の改正にともない、市の附属機関から法に基づく法定協議会としての任意団体へ移行し、名称を「柳井市地域公共交通協議会」へ変更する。

2. 任意団体へ移行する理由

・補助金の活用

①現在、予約制乗合タクシー事業は運行に対する国庫補助金（地域公共交通確保維持改善事業補助金）を活用しており、その補助金は直接運行事業者に交付されている。

令和 7 年事業年度（令和 6 年 10 月～令和 7 年 9 月）からは、活性化再生法の改正により、補助金は法定協議会である地域公共交通会議を通して交付されることとなる。



②令和 6 年度は柳井市地域公共交通計画の改訂を行うが、改訂に係る国庫補助金についても地域公共交通会議に交付される。

①②補助金の受入れのために地域公共交通会議名義の口座が必要となるが、当会議は市の附属機関であるため財務会計行為を行うことができない。財務会計行為を行うために附属機関から独立する必要がある。

3. 各種規程の制定

附属機関から独立することとなるため、柳井市地域公共交通会議設置要綱を廃止し、法定協議会規約を新設する。また、補助金の受領及び予算を取り扱うこととなるため、当会議名義の口座を開設するとともに財務規程等の各種規程を整備する。

4. 名称変更

法定協議会であることをわかりやすく示すため「交通会議」の名称を「柳井市地域公共交通協議会」に変更する。

5. 移行時期

令和 5 年度中に任意団体への移行を予定。令和 5 年度中の収入、支出の予定はない。